

『いわきフラ合宿プラン』 “フラ”の聖地&いわき湯本温泉 de

「もっと・のんびり」満喫プランのご案内

「フラシティいわき」「フラの聖地」いわきで「フラ」の魅力を再発見しませんか！

令和7年1月16日
福島県いわき地方振興局

1 対象期間

令和7年2月1日～令和7年3月19日まで
(土日祝日及び学校休校日を除く)

2 対象者

大学でフラ・タヒチアン等のポリネシア地方の民族舞踊等の活動を行っている団体
※活動団体等を引退している場合であっても大学在学中であれば利用可

3 利用条件

- (1) スパリゾートハワイアンズ（以下「SRH」という。）の施設及びサービスの利用をベースとした合宿であること
- (2) 2泊3日以上の日程であること
- (3) 上記3(2)の期間中に下記の宿泊施設に各1泊以上宿泊すること
ア SRH
イ 「いわき湯本温泉旅館協同組合」加盟の旅館又はホテル

※上記1～3の条件下及び施設の空き状況及びオプションメニューの対応調整状況により可能な範囲内で、大学毎の要望に応じたオーダーメイドの合宿企画をサポートします。

4 利用料金

- (1) スパリゾートハワイアンズ宿泊料金 別紙資料 表面参照
- (2) オプションメニュー料金 別紙資料 裏面参照
- (3) 湯本温泉旅館宿泊料金 素泊まり 7,700円(税込)～
※ご予算や食事の有無により、宿泊先は個別相談

5 「いわきフラ合宿プラン」と一般利用の相違点

- (1) いわきフラ合宿プラン（以下「合宿プラン」という。）ご利用の場合、SRHが運行する宿泊者用無料送迎バス（ハワイアンズエクスプレス）は利用不可
- (2) オプションメニューとして下記の体験プログラムを利用可能（別紙資料裏面参照）
 - ① 常磐音楽舞踊学院フラ講師との交流
 - ② リボンレイワークショップ
 - ③ フラガールOGによる舞台メイク講座
 - ④ アロハ・エンジョイ・フラ
 - ⑤ チャレンジ!!タヒチアンダンス

6 お申込・ご精算

ご希望日程初日の【30日前まで】に下記フォームからお申し込みください。

なお、「アロハ・エンジョイ・フラ」又は「チャレンジ！！タヒチアンダンス」の特別プログラムをご希望の場合は、【前月の5日まで】(例：3/10希望の場合は2/5まで)にお申し込みください。

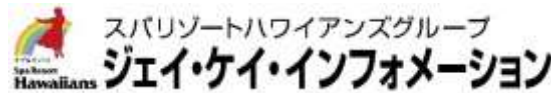
代金のお支払いは、お申込みサークル等の団体単位で指定口座へのお振込みとさせていただきます。

お申込み・お問い合わせ・振込先

【参加申込フォーム】右記QRコードからお申し込みください。☒

<https://forms.gle/pAHRkvQMhSin7q6x9>

【お問い合わせ】



福島県知事登録 旅行業 第2種263号

担当 ふるかわ きよし
古川 清
mail kiyoshi-furukawa@hawaiiens.co.jp
電話 0570-550-550 営業時間 9:00~17:30
ハワイアンズ代表(内線#5519) 休み 不定休



募集型企画旅行取引条件説明書面 (国内用)

- 募集型企画旅行契約**
 - この旅行は、(株)ジェイ・ケイ・インフォメーション(以下「当社」)募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。
 - 当社が締結する募集型企画旅行契約(以下「契約」)事項については、当社の旅行約款(以下「約款」)本旅行条件、パンフレット及び別途お渡しする確定書面(最終日程表)によります。
 - 旅行契約の成立**
 - ツアー予約の契約の成立には、当社所定の申込書の提出と代金のお支払いが必要です。(この2つが揃った時点で正式にツアー予約の契約が成立となります。)
 - ※申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。
 - 電話等での申込みの場合は当社が予約を承諾した日と致します。
 - (A)身体に障害をお持ちの方 (B)健康を害している方 (C)妊娠中の方 (D)補助犬使用者の方 その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。尚、旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者の為に講じた特別な処置に要した費用は旅行者の負担とします。
 - 旅行代金**

常磐興産(スパリゾートハワイアンズ)の宿泊の約款に準じ特約事項として適用範囲を以下の内容とします。

 - 大人料金:パンフレットに明示した旅行代金は特にことわりのない場合、12歳以上(中学生以上)が大人料金です。
 - 小人料金:旅行開始日に小学生のお子様にご適用します。
 - 幼児料金:小人料金が適用にならない満3歳以上小学生未満のお子様にご適用します。
 - 旅行催行について**
 - 最少催行人員は10名です。最少催行人員に満たない場合は旅行の実施を取りやめる事があります。またこの場合については、ご出発日の14日以前にご連絡をし、旅行契約を解除致します。
 - 参加人員に上り、中型バス又は小型バス及びタクシー等で催行・催行する場合がございます。
 - 基本的に添乗員またはガイドが同行致しますが、タクシーなどで催行運行となった場合、同行しない場合もございます。
 - 旅行契約内容・代金の変更**

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日より起算して3か月の経過後15日以内にお知らせ致します。
 - 取消について**
 - お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除する事ができます。

予約人数	14名まで	15~30名	31名~
当日	100%	100%	100%
前日	50%	50%	80%
2日前	30%	30%	50%
3日前	30%	30%	30%
5日前	-	30%	30%
6日前	-	-	20%
7日前	-	-	20%
8日前	-	-	10%
14日前	-	-	10%

「取消料」(支払うべき額額に対して)

ツアー付宿泊パック 取消済の場合 「ツアー付宿泊パック」から「宿泊プラン」への変更の場合

旅行契約の取消日	取消料(宿泊・ツアー)	取消料(ツアー)
宿泊日の3日~2日前に取消	旅行代金の30%	1,000円(税込)
出発日の前日に取消	旅行代金の50%	2,000円(税込)
出発日の当日に取消	旅行代金の100%	2,500円(税込)

および 旅行開始後の解除
又は無連絡の不参加を含む
・ 宿泊旅行商品にて宿泊日を基準としております。旅行代金はツアー付「宿泊パック」の代金となります。
 - 下記事由の場合は取消料を支払わずに旅行契約を解除する事ができます。
 - 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - 旅行開始日の変更。
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更。
 - 旅行代金が増額された場合。
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
- 確定日程表(最終日程表)について**

当社は確定した主な運送機関名及び見学施設名が記載された確定日程表を旅行開始日の前日までに交付致します。ただし、旅行開始日の8日前以降に申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に交付する事があります。なお、期日前であってもお問い合わせ頂ければ手配状況についてご説明致します。
- 当社による旅行契約の解除**

次の場合当社は旅行契約を解除する事があります。(一部例示)

 - 申込み条件の不適合。
 - 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 当初の責任**

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。) また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- 特別補償**

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携帯品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一箇又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし日程表において当社の手配による旅行サービスの提供が一切おこなわれない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り「旅行参加中」といたしません。
- 旅程保証**

旅程保証に下表に掲げる変更がおこなわれた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
旅行開始前	旅行開始後	
1. 契約書面に記載した旅行開始日の変更。	1.50%	3.00%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更。	1.00%	2.00%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の劣化/料金のもの変更。	1.00%	2.00%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類の変更。	1.00%	2.00%
5. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更。	2.50%	5.00%
- お客様の責任**

お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利、義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 事故等のお申し出について**

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。
- 個人情報の取扱いについて**
 - 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させて頂くほか、旅行者がお申込み頂いた旅行において運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させて頂きます。その他、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加中後のご意見やご感想の提供のお願ひ、③アンケートのお願ひ、④統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用して頂く事があります。
 - 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあり必要とする最小限の範囲のものについて、利用させて頂きます。当社は営業案内等の為にこれを利用して頂く事があります。
- 募集型企画旅行契約約款について**

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

□旅行企画・実施 **スパリゾートハワイアンズグループ**
(株)ジェイ・ケイ・インフォメーション 本社営業所
福島県知事登録旅行業第2-263号
福島県いわき市常磐藤原町蔵平50 TEL. 0246-43-0367
国内旅行業務取扱管理者 古川 清

□協力
常磐興産(株)(スパリゾートハワイアンズ)
福島県知事登録旅行業代理業102号
福島県いわき市常磐藤原町蔵平50 TEL. 0570-550-550
国内旅行業務取扱管理者 酒井 恵司